

東京2020大会に係る記念碑・銘板制作等業務委託事業者候補選定 プロポーザル実施要領

1 業務名

東京2020大会に係る記念碑・銘板制作等業務委託

2 業務目的

本業務は、東京2020大会終了後において、市内で開催された大会の感動や記憶を語り継ぎ、後世に残していくため、大会開催中の内容等を記載した記念碑・銘板を制作及び設置することを目的とし、その工程に係る各種業務（以下「本業務」という。）を行うものである。制作物は市内3箇所に設置し、今後長きにわたって保存する。

3 契約期間

契約締結日～令和4年3月31日（予定）

4 設置時期（予定）

令和4年1月下旬～2月中旬

5 設置場所（予定）

- (1) 調布駅前広場（調布市布田4-1付近。暫定的に移設の予定あり）
- (2) 西調布駅前（調布市上石原1-25付近）
- (3) 飛田給スタジアム前歩道橋（ペDESTリアンデッキ・調布市飛田給1-34付近）

6 記載内容

- (1) 東京2020オリンピック聖火リレーに関すること
- (2) 東京2020コミュニティライブサイト・東京2020ライブサイトに関すること
- (3) 東京2020パラリンピック聖火リレーに関すること
- (4) 東京2020大会実施競技等に関すること

7 コンセプト

- (1) 東京2020大会が市内で開催されたことを後世に残すため、大会エンブレム・マスコット等を活用するとともに、聖火リレー・コミュニティライブサイト等が行われたことを説明文及び写真で表示したものであること。

- (2) 東京2020大会のコンセプトを踏まえたものであること。
- (3) 多くの人に分かりやすく、読みやすい（観やすい）構成とすること。
- (4) 調布駅前広場の整備を踏まえ、設置後の移設を考慮すること。

8 業務内容

(1) 企画

ア 記念碑

- (ア) 東京2020大会のプロパティを各種ガイドラインに則り正しい配置、バランスで活用し、来訪者の記念撮影場所となるようなデザインとすること。
- (イ) 後述する銘板を記念碑に設置するため、設置箇所を想定したデザインとすること。
- (ウ) 記念碑の大きさの目安は、以下のとおりとする。
 - 調布駅前広場（高さ：200cm以内 幅：200cm以内 奥行：100cm以内）
 - 西調布駅前（高さ：120cm以内 幅：100cm以内 奥行：70cm以内）
 - 飛田給スタジアム前歩道橋（高さ：200cm以内 幅：150cm以内 奥行：100cm以内）
- (エ) 「5 設置場所（予定）」に記載した場所の景観と調和していること。

イ 銘板

- (ア) 銘板には「6 記載内容」で示した内容を説明文及び写真等で表示すること。記念碑及び銘板がなぜそこにあるのかひと目でわかるようにすることを目的として、表示方法、形状、仕様等を設計すること。想定表示内容のほか、独自の企画提案がある場合は、その内容も盛り込むこと。なお、具体的な表示内容については、委託者と受託者が協議のうえで決定することとし、企画提案時点においては、表示のイメージを記載すること。
- (イ) 設置にあたっては、記念碑に直接設置することとし、設置費用も本業務に含むものとする。
- (ウ) 表示する説明文、写真等は委託者から提供するものとする。
- (エ) 銘板のサイズは、いずれも60cm×45cm以上とする。
- (オ) 各設置場所の景観と調和していること。

ウ 共通事項

- (ア) 調布市公共サイン整備ガイドラインを踏まえ、企画等を行うこと。
- (イ) オリンピック憲章（最新版）及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「組織委員会」という。）が作成している大会ブランド保護基準、各種ガイドラインを遵守すること。
- (ウ) 表面加工等により設置後の維持管理が容易な構造で、耐久性、修繕等を考慮したものとする。
- (エ) 安全性に十分配慮し、当該設置場所で想定される外力に対する強度、耐久性を確保するとともに、記念碑近くの歩行者等に危険が生じないよう必要な事故防止対策を施していること。
- (オ) 委託者の求めにより、組織委員会への申請や、組織委員会及び関係機関等との協議、調整に必要な資料の作成又は作成の支援を行うこと。

(カ) 組織委員会及び関係機関等から、第三者の著作権を侵害していないか確認依頼がある可能性を想定し、適宜対応すること。

(キ) 組織委員会及び関係機関等との協議、調整結果に合わせ、柔軟かつ迅速に対応すること。

(2) 制作、設置、管理

ア 記念碑

(ア) 基礎工事を行う必要がある場合は、事前に委託者から承認を得ること。

イ 共通事項

(ア) 制作は、委託者の指示があるまで開始しないこと。

(イ) 設置にあたり、施設管理者と設置場所の調整及び連絡は委託者が行うが、各種申請（道路使用等含む）については原則受託者が行うこと。

(ウ) 設置作業時は周囲に十分に注意し、安全を確保すること。

(エ) 設置作業時は周囲の設備等に損傷を与えないよう十分に注意し、受託者の責により周囲の設備等に損傷を与えた場合は、修繕等を施し現状復旧させること。なお、その費用については受託者の負担とする。

(オ) 管理について、施工前、施工後の状況を確認し、その都度速やかに委託者に報告（写真提出）すること。その際、不具合が見つかった場合は委託者と対応策を協議し、受託者負担により速やかに修繕等を行うこと。

9 業務スケジュール

(1) 契約締結	令和3年5月中旬～下旬
(2) デザイン調整	令和3年5月下旬～7月
(3) カラー図面、設計図（素案）納入	令和3年7月下旬
(4) 組織委員会との調整	令和3年8月上旬～
(5) カラー図面、設計図（最終版）納入	令和3年9月～
(6) 制作開始	令和3年10月～
(7) 設置完了（目安）	令和4年1月下旬～2月中旬
(8) 報告書提出	令和4年2月下旬
(9) 契約終了	令和4年3月31日（木）

10 成果物の提出

(1) 成果品

ア カラー図面（日本語版・英語版）

(ア) A3判で印刷したもの（日本語のみ） 3部

(イ) 電子データ（PDF形式）

イ 記念碑 計3基

ウ 銘板 計3枚

エ 報告書（設計図, メンテナンス方法, 構造計算書含む）

（ア）A4判製本（バインダー式） 3部

（イ）電子データ（PDF形式）を格納した光ディスク 正副2枚

(2) 納期

ア カラー図面

「9 業務スケジュール」に基づき、委託者が別途指定する日時。

イ 記念碑及び銘板

令和4年1月下旬～2月上旬

ウ 報告書

設置完成后、2週間以内に提出すること

(3) 納入場所

ア カラー図面

調布市生活文化スポーツ部オリンピック・パラリンピック担当

イ 記念碑及び銘板

「5 設置場所のとおり」

ウ 報告書

調布市生活文化スポーツ部オリンピック・パラリンピック担当

1.1 著作権の帰属

- (1) 委託業務の過程で得られた記念碑・銘板等に関するすべての著作権（著作権法第17条1項に規定する著作権をいい、同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託者に帰属する。
- (2) 受託者は、委託者から提供された資料等について、善良な管理者の注意をもって管理及び保管し、かつ、委託業務以外の用途に使用してはならない。
- (3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保障するものとする。
- (4) 第三者が権利を有する著作権を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。
- (5) 本要領に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責任に帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

1.2 予算

- 【款】 10 総務費 【項】 05 総務管理費 【目】 40 企画調整費
- 【大】 70 オリンピック・パラリンピック関連事業費
- 【中】 30 レガシー関連事業費
- 【小】 05 レガシー銘板作製委託料
- 【節】 12 委託料

6, 200, 000円 (税込)

※ 上記の金額を見積限度額とする。

1.3 実施形式

公募型プロポーザル方式

1.4 参加資格

申込時において、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 調布市での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 相互に資本関係又は人的関係にある者が本プロポーザルに参加していないこと。
- (5) 調布市暴力団排除条例（平成24年調布市条例第27号）第2条第6号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- (6) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (7) 次のいずれかの申立て又は決定を受けていないこと。
 - ア 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は決定
 - イ 民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は決定
 - ウ 破産法に基づく破産手続開始の申立て
- (8) 申込において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (9) 個人情報保護法その他関係法令及び個人情報保護方針等に基づき、適正に保護・管理できる体制が整備されていること。
- (10) 過去に、本業務と技術上類似する実績があること。

1.5 募集内容

(1) 募集案内

令和3年3月26日（金）から、市ホームページに記載

(2) 申込

当該プロポーザルへ応募する事業者（以下、「事業者」という。）は、令和3年4月8日（木）正午までに、以下の提出書類を必要部数用意し、生活文化スポーツ部オリンピック・パラリンピック担当へ持参又は郵送（必着）により提出しなければならない。

なお、実施要領及び様式1～5については、令和3年3月26日（金）から令和3年4月8日（木）正午（閉庁日及び閉庁時間を除く）まで生活文化スポーツ部オリンピック・パラリンピック担当窓口で配布するほか、市ホームページに掲載する。

書 類	部 数	備考
ア 申込書 (様式1)	正本1部	
イ 業務実績調書 (様式2) 記念碑・銘板等の制作に関する業務の実績を記載	正本1部 副体10部	副本は、会社名・住所名等がわからないようにすること
ウ 実施体制調書 (様式3) 本業務における実務体制及び再委託を予定している業務内容を記載 ※主要な部分の再委託は不可とする	正本1部 副体10部	副本は、会社名・住所名等がわからないようにすること
エ 会社概要 (様式自由・パンフレット可) 以下の内容は必ず記載 (ア) 会社名 (イ) 代表者名 (ウ) 資本金 (エ) 事業内容 (オ) 本業務を担当する支店又は営業所等の名称及び所在地	正本1部 副体10部	副本は、会社名・住所名等がわからないようにすること

(3) 参加資格の審査及び審査結果の通知

実施要領に基づき事業者の参加資格を審査し、全事業者に対して、令和3年4月12日(月)に審査結果を通知する。

(4) 参加資格審査の結果に関する問い合わせ

ア 審査の結果、参加資格を有しないとされた事業者は、その理由について、市に説明を求めることができる。

イ アの説明を求めようとする事業者は、令和3年4月14日(水)正午までに、市に書面を直接持参又は郵送(必着)により、説明を求めなければならない。

(5) 企画提案書等の提出

参加資格の審査の結果、参加資格を満たすとされた事業者は、令和3年4月23日(金)正午までに、次の書類を必要部数用意し、生活文化スポーツ部オリンピック・パラリンピック担当へ持参又は郵送(必着)により提出しなければならない。

書 類	部 数	備 考
ア 企画提案書 (提案書表紙：様式4，企画書：様式自由・ A4縦10ページ以内左綴じ)	正本1部 副本10部	・(5) 企画提案書等の作成要領を参照のうえ，作成すること。 ・副本は，会社名・住所等がわからないようにすること
イ 業務スケジュール (様式自由)	正本1部 副本10部	・具体的な実施予定を記載すること。 ・副本は，会社名・住所等がわからないようにすること
ウ 経費見積書 (様式自由・A4左綴じ)	正本1部 副本10部	・見積の総額が見積限度額を超えないこと。 ・内訳書も添付すること。 ・副本は，会社名・住所等がわからないようにすること。

(6) 企画提案書等の作成要領

ア 要点を押さえてわかりやすく簡潔に記載すること。

イ 様式自由とするが，実施要領の「2 業務目的」を達成するために必要な業務推進方法等について記載すること。

ウ 次の項目については，必ず記載すること。

(ア) 本業務の受託に関する基本的な考え方及び具体的な基本方針

(イ) 業務執行に関わること

- ・実施体制
- ・責任者と業務従事者，役割分担，業務遂行のためのバックアップ体制
- ・市との連絡体制，報告及び調整方法
- ・個人情報の扱いに関する取組や方針
- ・緊急時の対応（トラブル，その他不測の事態の対応計画）

(ウ) 企画及び構成

- ・デザイン性
- ・レガシーとしての役割
- ・多くの人に分かりやすく，読みやすい（観やすい）内容とする構成案
- ・調整プロセスや実施手段を含めた業務の全体フロー

- ・耐久性, 安全性, 維持管理の方法

(エ) 独自提案

- ・記念碑と銘板それぞれについて, 提案図面, 耐久性, 安全性, 維持管理の方法, その他各条件を満たしたうえで, 企画提案を説明するために必要な内容や独自の技術等があれば, 自由に記載すること。

(7) 一次審査及び審査結果の通知

参加資格を満たすと判断された事業者が6者以上であった場合は, 企画提案書等による書類審査を行う。当該審査を行った全事業者に対し, 令和3年4月28日(水)に書面にて結果を通知する。また, 書面の通知と併せて電子メールを送信する。

なお, 一次審査を通過しなかった事業者は, 審査結果について, 令和3年5月6日(木)正午までに書面にて説明を求めることができるものとする。

(8) プレゼンテーション審査

一次審査を通過した上位5事業者(参加資格を満たすと判断された事業者が6者未満であった場合は, 参加資格を満たす事業者全員)に対して, プレゼンテーション審査を実施する。当日のプレゼンテーションは, 本業務実施時の総括責任者または事業担当者が行うこととする。

なお, プレゼンテーション審査は令和3年5月13日(木)に実施するものとする。

(9) プレゼンテーション要約資料の事前提出

プレゼンテーション審査に参加する事業者は, プレゼンテーションを要約した資料(スライド等)の写しを正本1部, 副本10部用意し, 令和3年5月11日(火)までに, 生活文化スポーツ部オリンピック・パラリンピック担当へ郵送(必着)又は持参により提出しなければならない。(副本は, 会社名・住所等がわからないようにすること。)

また, 審査当日にパソコン等を使用する場合は, 資料の電子データをメールにて提出する。ただし, 感染症等の状況により, 実施形式を変更する場合がある。

(10) 選定結果の通知

選定結果は, プレゼンテーション審査を行った全事業者に対し, 令和3年5月18日(火)に書面にて通知するものとする。また, 書面の通知と併せて電子メールを送信する。また, 選定結果については市のホームページでも公表する。

なお, 当該審査により選定されなかった事業者は, 審査結果について, 令和3年5月21日(金)正午までに書面にて説明を求めることができる。

(11) 質疑応答

質疑のある事業者は, 質問事項, 会社名, 担当者名, 電話番号, 電子メールアドレスを明記のうえ, 質問書(様式5)にて, 下記期限までに生活文化スポーツ部オリンピック・パラリンピック担当(chofu_oly@w2.city.chofu.tokyo.jp)へ電子メールで提出することとする。

※ 電話や口頭での質問は受け付けない。

ア 第1回締切

申込、参加資格の審査に関する質疑については、令和3年4月14日（水）正午を期限として受け付ける。回答は、令和3年4月16日（金）までに、随時、市のホームページに掲載する。

イ 第2回締切

企画提案に関する質疑については、参加資格審査の結果、参加資格を満たすとされた事業者に限り、令和3年4月12日（月）から令和3年4月15日（木）正午まで受け付ける。回答は、令和3年4月20日（火）までに、参加資格審査を通過した全事業者宛てメール等にて回答する。

1.6 審査概要

(1) 審査委員会の設置

「東京2020大会に係る記念碑・銘板制作等業務委託事業者候補選定プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）」を設置し、企画提案書類等の審査を行う。

(2) 委員構成

- ア 生活文化スポーツ部オリンピック・パラリンピック担当課長
- イ 生活文化スポーツ部オリンピック・パラリンピック担当副主幹
- ウ 生活文化スポーツ部文化生涯学習課職員
- エ 生活文化スポーツ部産業振興課職員
- オ 生活文化スポーツ部スポーツ振興課職員
- カ 都市整備部街づくり事業課職員
- キ 都市整備部道路管理課職員

(3) 審査方法

審査委員は、事業者から提出された企画提案書等の審査及び事業者からのプレゼンテーションを受け、企画提案内容を総合的に評価する。

(4) 一次審査及びプレゼンテーション審査

ア 一次審査

参加資格を満たすと判断された事業者が6者以上であった場合、企画提案書等による書類審査を行う。得点の高い順に、上位5事業者までを次のプレゼンテーション審査の対象とする。

イ プレゼンテーション審査

一次審査を通過した上位5事業者（参加資格を満たすと判断された事業者が6者未満であった場合は、参加資格を満たす事業者全員）に対して、プレゼンテーション審査を実施する。当日のプレゼンテーションは、本業務実施時の総括責任者または事業担当者が行うこととする。

ウ 評価基準（予定）

- (ア) 業務実績及び実施体制
- (イ) デザイン性（設置場所との調和を含む）
- (ウ) レガシーとしての役割（大会の記憶を後世に伝える）
- (エ) 企画・提案能力

- (d) 業務遂行能力（実現性及び的確性）
- (e) 設計の適正さ（耐久性，安全性，維持管理の容易さ）
- (f) 価格評価
- (g) プレゼンテーション能力

エ 選定

- (ア) 各委員は，評価の高い者から事業者の順位を定めるものとする。
- (イ) (ア)により，複数の事業者において評価得点が同点の時は，各委員は総合的な評価により，当該事業者の順位を定めるものとする。
- (ウ) 一次審査では，各委員の評価得点を合計した得点数について，得点を多く獲得した者から事業者の順位を定めるものとする。

なお，複数の事業者において，評価得点の合計点数が同点の時は，各委員が定めた順位を参考に当該事業者の順位を定めるものとする。

- (エ) プレゼンテーション審査では，(ア)及び(イ)により，委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を，当該委託業務を受託する者の候補者（以下，「候補者」とする。）として選定する。

なお，複数の事業者において，第1位の順位獲得数が同数の場合には，当該事業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とする。また，第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には，当該事業者において，各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とする。

- (オ) 複数の事業者から応募があった場合は，第2位以下についても順位を定めるものとする。

(カ) 最低基準

別途定める最低基準に至らない評価の事業者は候補者として選定しないこととする。

- (キ) 候補者選定後，上位の事業者が辞退又は失格となったときは，下位の事業者の順位を繰り上げて，順位を定めるものとする。

オ 選定結果の報告

委員会は選定結果を市長に報告する。

カ 候補者の決定

市長は，前項目の報告に基づき，候補者を決定する。

キ 選定結果の通知

(ア) 結果通知

令和3年5月18日（火）に当該審査を行った全事業者に対し，書面にて通知するものとする。また，書面の通知と併せて電子メールを送信する。

(イ) 結果に関する問い合わせ

審査により選定されなかった事業者は，審査結果について令和3年5月21日（金）正午までに書面にて説明を求めることができるものとする。

1.7 日程(予定)

令和3年3月23日(火) 第1回審査委員会

26日(金) 公示, ホームページへの掲載

4月 1日(木) 参加資格に関する質問受付締切日(正午)

6日(火) 参加資格に関する質問回答日

8日(木) 参加申し込み締切日(正午)

12日(月) 参加資格審査結果通知・企画提案書受付開始日

14日(水) 参加資格審査結果に対する質問受付締切日(正午)

15日(木) 企画提案に関する質問受付締切日(正午)

16日(金) 参加資格審査結果に対する質問回答日

20日(火) 企画提案に関する質問回答日

23日(金) 企画提案書締切日(必要書類提出期限)(正午)

26日(月) 一次審査(6事業者以上の応募の場合の書類審査)

28日(水) 一次審査結果通知及びプレゼンテーション審査開催通知

5月 6日(木) 一次審査結果に対する質問締切日(正午)

10日(月) 一次審査結果に対する質問回答日

11日(火) プレゼンテーション審査資料提出日

13日(木) 第2回審査委員会開催(プレゼンテーション審査)

18日(火) 選定結果の通知

選定事業者と具体的な委託仕様書の内容協議

5月21日(金) 審査結果に対する質問締切日(正午)

5月26日(水) 審査結果に対する質問回答日

1.8 参加の辞退

本件の参加申込後, 参加を辞退する場合は, 速やかに「2.2 問い合わせ先」に記載の担当者に電話連絡のうえ, 社名(社印の押印), 代表者名(代表印の押印), 担当者名を明記した参加辞退届を事務局に持参又は郵送すること。参加辞退届は調布市長宛とすること。

1.9 情報公開及び提供

(1) 基本方針

調布市情報公開条例(平成11年調布市条例第19号)(以下「公開条例」という。)に基づき, 原則として市政情報を全部公開としていることから, 本プロポーザル実施に関する情報について, 情報公開及び情報提供するものとする。ただし, 公開条例第7条第2号及び第3号により, 個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることにより, 法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについては, 非公開とする。

(2) 情報提供の内容, 方法など

本プロポーザルの募集内容，選定結果について，ホームページ等で公表する。ただし，候補順位が2位以下の事業者名及び審査委員ごとの評価点は公表しない。

20 その他の留意事項

(1) 事業者から提出された書類等（以下、「提出書類等」とする。）の取扱い

ア 1事業者からの提案は，1提案とする。

イ 提出書類に関しては，原則として追加・変更を認めない。ただし，市が認めた場合は，この限りでない。

ウ 提出書類等は，理由の如何に関わらず返却しない。

エ 提出書類等は，選定を行う作業に必要な範囲で複製をすることがある。

(2) 必要経費

応募に際して要した費用は，事業者の負担とする。

(3) 失格要件

契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし，当該事業者を候補者として選定しない。

なお，失格事項に該当した事業者は，判明した時点以降の本プロポーザル手続きに参加できないものとする。

また，失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には，当該事業者の順位を無効とし，次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

ア 「14 参加資格」に記載した条件を満たしていない，又は，選定までに満たさなくなった場合

イ 必要書類が提出期限後に到達した場合。ただし，勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではない。

ウ 提出書類に不備がある場合（必要事項が未記入，押印がないものを含む）

エ 書類等の提出，回答，報告等，市の必要と認める事項を正当な理由がなく拒否した場合

オ 提出した書類等に虚偽の記載があった場合

カ 見積書が見積限度額を超える場合

キ 見積書と内訳書の金額が一致しない場合

ク 談合その他の不正行為，審査の透明性・公平性を害する行為があったと認められる場合

ケ 上記事項に掲げるもののほか，公平かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合

(4) 契約

ア 本プロポーザルは，企画・提案能力のある候補者を選定するものであり，契約の締結を担保するものではない。

イ 候補者を選定後，双方協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。よって，本要領に掲げる業務内容は，本プロポーザルにおける設定条件であり，必ずしも契約時における業務実施の条件と一致するものではない。

ウ 事業を実施するうえで、仕様の変更を余儀なくされる場合は、双方の協議により定めることができる。

エ 候補者の決定以後に「14 参加資格」に記載した条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがある。

(5) 本事業は、調布市議会において予算等の必要な事項が承認されることを前提とする。予算確保ができなかった場合は、本事業は実施しない。

(6) この基本方針に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(7) この審査に関する事務は、生活文化スポーツ部オリンピック・パラリンピック担当がとりまとめる。

2.1 業務に大幅な変更が生じた場合の経費の変更

今後、新型コロナウイルス感染症や天災等の事情により、本業務に大幅な変更が生じた場合の経費の取扱については、委託者及び受託者の双方による協議のうえ、決定するものとする。

2.2 問い合わせ先

調布市 生活文化スポーツ部オリンピック・パラリンピック担当 担当：内藤・吉野（友）

〒182-8511 調布市小島町2-35-1 8階

電話：042-481-7447 FAX：042-481-6881

Email：chofu_oly@w2.city.chofu.tokyo.jp

附 則

この要領は、令和3年3月23日から施行し、本業務に係る委託契約の締結をもって廃止する。